

仕組みの中で、特殊な必要条件に応じて各種の手段で対応する可能性を検討することである。その場合に、多数の農家にとってきわめて重い負担となる非常に多額の費用を必要とする問題が残る。なんらかの種類の平等化が実施されなければならないが、平等化は公的扶助以外の手段では達成できない。この種の扶助は、自営の農民の所得と準都市地区もしくは都市部の被用者の所得を比較する場合に、はっきり正当化される。

農業部門の社会憲章を創設する意図をもっている研究は、農業部門の保険がもっているニーズをカバーしたり、公的扶助を取得させるだけでなく、ある適切ではあるが、取扱いにくい形をもつ組織の創設をも含んでいる。スイス農民連盟は、ある職業別平衡基金の創設が適切な解決策ではないと信じている。唯一の適切な解決は、県単位の基金との協力で組み上げられるであろう。これはAVS制度と家族手当ではすでに実現されている。これらの基金は合同の各支部をもっており、かつ、それらの協力は最も賢明な解決策の例となるであろう。

※ スイス農民連盟の会長

*Prevoyance sociale dans l'agriculture,
RCC, No. 8/9, 1973, pp. 430-436 : No. 99, '72/'73.*

外国人労働者と年金保険—— 将来の諸問題は？

Karl Ladwig (西ドイツ)

外国人労働者と年金保険については、3つの問題がある。すなわち、それらは全般的な給付適用と部分的な給付適用の間に見うけられる関係、拠出による収入と給付に要する支出の間に生れる関係、および年金保険法の適用で、これらの諸

問題は、ドイツ連邦共和国で就労する外国人労働者の雇用によって年金保険の分野に生じたもので、本稿には、それらが論述されている。

ドイツ連邦共和国における他のドイツ人労働者と同様に、外国人労働者は社会保障法の規定でカバーされている。国内に留まる労働者の場合には、法令による公的年金の諸給付は、同一の保険で保護されたドイツ人労働者の諸給付と同一である。永久的にドイツ連邦共和国を離れて、外国で居住する場合には、多辺的もしくは2国間の協約が締結されている場合を除き、諸給付の支給はかなり制限される。ドイツ連邦共和国の外国人労働者のうち、約20%はそのような協約の調整でカバーされていない。

年金保険に拠出を支払う外国人労働者の義務では、かれらのうちかなり多数の人びとが受給資格条件によって取得した給付と異なる給付を受けているが、かれらの拠出義務は年金保険の分野に将来の問題を提起しており、それらの問題には、できるだけ解決が発見されなければならない。

そのような解決は、任意保険および拠出の償還にかんする諸規定について提案された改正に見出だすことができるかも知れない。それらの提案は連邦労働・社会省が用意し、公的年金保険に対する権利の拡大を定めようとした法案に含まれている。

この法案では、ドイツ人と同等な待遇を規定する協約でカバーされない外国人で、外国に住む人びとは、一方では拠出の任意的な支払いに権利をもっていないが、しかし、他方では、かれらが任意保険に受給資格をもっていないので、待期の条件を満たしてさえおれば、当人自身の拠出について払い戻しの資格を取得する。

拠出に対する権利回復と払い戻しは、恐らく将来解決されるかも知れないが、しかし、第1段階では、外国人労働者に対する年金の支払いも、財政的見地から考慮しなければならない。

現在、外国人労働者の雇用のために支払われた拠出の収入は、ほとんどドイツ人の給付に用いられている。

外国人労働者の年齢構成のために、このような事情は将来の基金の変化に影響を与えるであろう。もし外国人労働者の人数が減少すれば、初期段階で雇用され、ドイツ人の拠出は年齢の高くなった外国人労働者に対する給付の財源を調達する必要が生ずるかも知れない。さらに、これらの年金支払いは外国にも実施しなければならないだろう。

年金保険法の適用にかんする困難は増大するし、しかも、その困難は給付の受給資格を取得して、外国に居住する人びとが増加するにつれて増大するし、さらに、より一層重大な意味をもつようになるであろう。

*Der Ausländische Arbeitnehmer und Seine Rentenversicherung—Zukunftsprobleme?,
Zeitschrift für Sozialreform, 17 th Year,
1971, No. 12, pp. 705-714; No. 122, '72/'73.*

家計負担平等化への 合理的な制度の考え方

Ralf Zeppernick (西ドイツ)

本稿には、家計負担平等化への理論的な概念が論述され、ある合理的な制度のモデルが示されている。

現在、家計負担の平等化は多数の異なる法律で規定されている。多くの例では、家計負担平等化の要素はある特殊な法律の中に組み込まれている。たとえば、それらの法律には、財産形成法もしくは住宅資金法がある。これらの法律は平等化について、全く異なった基本原則にもとづいているので、現行の諸規則は相互に一致していない。その結果、家計負担の平等化について、きわめて多様な諸給付が全く同一の財政的な状況のもとに支払われている。家計負担平等化にかんする各法律は絶えず改正されているので、すでに存在している差別待遇は悪くなる危険性をもっている。

それらの法律がそのように望ましくない結果を回避すべきであるのならば、政治家は家計負担平等化が如何にして機能させられるべきかについて、明白な考え方をもたなければならぬ。この目的のためには、家計負担の組織的な平等化に対するある合理的な概念を開発する必要がある。その概念は同時に数種類の基本原則を満たしていかなければならない。

この一連の基本原則に対する基盤は、次のようなものである。つまり、家計負担平等化の制度は各種の変化し得る要素に依拠しているということである。したがって、複雑な仕組みについて総合的な見解を得ることは、とくに困難である。